

入札への参加を認めない措置の概要

1. 入札への参加を認めない措置業者名及び住所

業者名 株式会社東昇

住 所 山口県下関市綾羅木本町 6-8-13

2. 入札への参加を認めない措置期間

令和6年9月11日から令和6年12月10日までの3か月間

3. 事実概要

令和6年8月1日に実施した「(R6) 合同宿舎建具・外壁改修工事（安岡住宅）」の一般競争入札において、株式会社東昇は最低価格入札者となったが、予算決算及び会計令第85条の基準を下回っていたことから入札結果を保留とし、同第86条に基づき調査を開始したところ、同社から、入札金額に錯誤があったとして辞退の申し出があった。

4. 入札への参加を認めない措置理由

最低価格入札者となりながら、落札者となることを辞退したことは、予算決算及び会計令第73条及び財務省所管会計事務取扱規則第36条の規定に基づき中国財務局が行う入札に関し定めた「一般競争契約にかかる入札参加資格について」別表の5（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められることから、入札への参加を認めない措置（3か月）を講ずるものである。

以上